

## 前橋市観光地域おこし協力隊要綱

### (設置)

第1条 市外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、地域の活力の維持、強化に資するため地域おこし協力隊要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、前橋市観光地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を置き必要な事項を定めるものとする。

### (活動)

第2条 協力隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 特定非営利活動法人 赤城自然塾が日本版DMO法人として行う観光地域づくりに関する活動

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める活動

### (委嘱)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、下記の資格要件を満たした者の中から市長が委嘱する。

(1) 隊員は採用後、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市圏から前橋市に移し、かつ住民票を異動させた者。ただし、他の市町村において「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域において2年以上活動し、かつ解嘱1年以内に限る）で3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた者は含めることとする。

(2) 年齢20歳以上で、心身ともに健康で、観光地域づくり活動に熱意を持って取り組むことができると認められる者

(3) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができると認められた者

(4) 本要綱の趣旨及び活動について理解している者

(5) 普通自動車免許を有する者

(6) パソコン（ワード、エクセル、インターネット、SNS等）の操作ができる者

(7) 概ね1年以上の活動ができる者

### (委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は1年以内とする。ただし、必要に応じて最長3年まで更新することができるものとする。

### (活動時間及び活動日数)

第5条 隊員の活動時間は、特定非営利活動法人 赤城自然塾と協議することとし、1月120時間の範囲で調整するものとする。

2 隊員の休日は、特定非営利活動法人 赤城自然塾協議のうえ決定するものとする。

### (活動範囲)

第6条 隊員の活動範囲は、赤城山の山頂を含む赤城山南麓地域及び特定非営利活動法人 赤城自然塾が日本版DMO法人として活動する地域とする。また、研修等の参加など市外において活動する場合がある。

### (報償)

第7条 隊員の報償は、月額167,000円とする。

2 前項の規定に関わらず隊員の1月当たりの活動日数が20日間に満たない場合は、1時間当たり1,392円の単価に基づき日割り計算により算出した額を支払うものとする。

### (活動に関する経費)

第8条 市長は、隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支払うものとする。

### (守秘義務)

第9条 隊員は、第2条各号に定める活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならな

い。委嘱期間満了後も同様とする。

(活動の報告)

第10条 隊員は、活動の内容に関する報告書を作成し、市長に報告しなければならない。

(解嘱)

第11条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 隊員本人から解嘱の申し出があったとき
- (2) 法令等に違反し、または隊員としての職務を著しく怠ったと認められるとき
- (3) 心身の故障のため、隊員としての活動が継続できないと認められるとき
- (4) 隊員としてふさわしくない行動が認められるとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないとしたとき

(市の役割)

第12条 市長は、隊員の活動が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整に関すること
- (2) 隊員の活動に関する住民への周知に関すること
- (3) 隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で負担すること
- (4) その他隊員の円滑な活動に必要なと認められること

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協力隊に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は平成31年4月9日から施行する。